

一般会計等財務書類に係る注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

満期保有目的有価証券……………償却原価法(定額法)

満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………取得原価(又は償却原価法(定額法))

出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物(建物付属設備を含む) 15 年～50 年

工作物 4 年～60 年

物品 3 年～15 年

無形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法

(ソフトウェアについては、当町における見込利用期間(5 年)に基づく定額法によっています。)

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち当町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(大和町資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。)

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円(美術品は 300 万円)以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品同様の取扱いに準じています。

資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 60 万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね 10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な後発事象

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の影響で個人町民税が減収すると見込まれています。

3 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体(会計)の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体(会計)名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失保証債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
宮城県信用保証協会	- 千円	- 千円	41,480 千円	41,480 千円

4 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

奨学事業特別会計

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	- %
連結実質赤字比率	- %
実質公債費比率	0.8%
将来負担比率	- %

利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 - 千円

繰越事業に係る将来の支出予定額 549,803 千円

その他財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

純資産変動計算書の「財源」のうち「国県等補助金」と、資金収支計算書の「国県等補助金収入」には、新型コロナウイルス感染症対策関連の国庫支出金・県支出金として、3,300,410 千円が含まれています。

(2) 貸借対照表に係る事項

売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

令和3年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

該当ありません。

減債基金に係る積立不足額の有無 積立不足はありません。

地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 731,063 千円

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	7,617,321 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	7,495,349 千円
将来負担額	10,262,166 千円
充当可能基金額	5,853,473 千円
特定財源見込額	1,122,242 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	4,569,109 千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金および基金等を加えた額を計上しています。

余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

基礎的財政収支 199,455 千円

既存の決算情報との関連性

	収入(歳入)	支出(歳出)
歳入歳出決算書	17,656,386 千円	16,565,562 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	8,795 千円	8,154 千円
繰越金に伴う差額	1,357,138 千円	- 千円
基金繰入額	270,000 千円	270,000 千円
資金収支計算書	16,578,043 千円	16,843,715 千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計(奨学事業特別会計)の分だけ相違します。

資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	884,837 千円
投資活動収支の国県等補助金収入	253,710 千円
未収債権、未払債務等の増減額	5,237 千円
減価償却費	1,521,607 千円
賞与等引当金増減額	900 千円
退職手当引当金増減額	32,522 千円
徴収不能引当金増減額	539 千円
資産除売却損益	221,559 千円
配当による出資金増加額	131 千円
純資産変動計算書の本年度差額	198,768 千円

一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	300,000 千円
一時借入金に係る利子額	- 円

全体財務書類に係る注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

満期保有目的有価証券……………償却原価法(定額法)

満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………取得原価(又は償却原価法(定額法))

出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……………個別法による原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物(建物付属設備を含む) 15年～50年

工作物 4年～60年

物品 3年～15年

無形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法

(ソフトウェアについては、当町における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっていません。)

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

……自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち当町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(容易に換金可能であり、かつ、価値変動が僅少なもので、3か月以内に満期日が到来する流動性の高い投資をいいます。ただし、一般会計等及び特別会計においては、大和町資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等としています)。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2 重要な後発事象

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の影響で個人町民税が減収すると見込まれています。

3 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体(会計)の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体(会計)名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失保証債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
宮城県信用保証協会	- 千円	- 千円	41,480 千円	41,480 千円

4 追加情報

(1) 全体会計団体(会計)

団体(会計)名	区分	連結の方法	比例連結割合
一般会計	一般会計等	-	-
奨学事業特別会計	一般会計等	-	-
国民健康保険事業勘定特別会計	公営事業会計	-	-
介護保険事業勘定特別会計	公営事業会計	-	-
後期高齢者医療特別会計	公営事業会計	-	-
下水道事業特別会計	公営事業会計	-	-
農業集落排水事業特別会計	公営事業会計	-	-
戸別合併処理浄化槽特別会計	公営事業会計	-	-
水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	-

地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体(会計)においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

令和 3 年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

該当ありません。

(5) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

純資産変動計算書の「財源」のうち「国県等補助金」と、資金収支計算書の「国県等補助金収入」には、新型コロナウイルス感染症対策関連の国庫支出金・県支出金として、3,300,410 千円が含まれています。

連結財務書類に係る注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

満期保有目的有価証券……………償却原価法(定額法)

満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………取得原価

出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主に先入先出法による原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物(建物付属設備を含む) 15 年～50 年

工作物 4 年～60 年

物品 3 年～15 年

無形固定資産(リース資産を除きます。)……定額法

(ソフトウェアについては、本町における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています。)

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

……自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

徴収不能引当金

未収金については、過年度における平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。長期延滞債権については、過年度における平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

退職手当引当金

期末自己都合退職による要支給額を計上しています。

損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

賞与等引当金

翌年度支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(容易に換金可能であり、かつ、価値変動が僅少なもので、流動性の高い投資をいいます。ただし、本町の一般会計及び特別会計においては、本町の資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。)

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体(会計)については、税抜方式によっています。

2 重要な後発事象

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の影響で個人町民税が減収すると見込まれています。

3 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体(会計)の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体(会計)名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失保証債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
宮城県信用保証協会	- 千円	- 千円	41,480 千円	41,480 千円

4 追加情報

(1) 連結財務書類における連結対象団体(会計)

団体(会計)名	区分	連結の方法	比例連結割合
一般会計	一般会計等	-	-
奨学事業特別会計	一般会計等	-	-
国民健康保険事業勘定特別会計	公営事業会計	-	-
介護保険事業勘定特別会計	公営事業会計	-	-
後期高齢者医療特別会計	公営事業会計	-	-
下水道事業特別会計	公営事業会計	-	-
農業集落排水事業特別会計	公営事業会計	-	-
戸別合併処理浄化槽特別会計	公営事業会計	-	-
水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	-
黒川地域広域行政事務組合 (一般会計)	一部事務組合・広域連合	比例連結	40.1%
黒川地域広域行政事務組合 (介護認定審査会特別会計)	一部事務組合・広域連合	比例連結	30.7%
黒川地域広域行政事務組合 (障害者支援区分 認定審査会特別会計)	一部事務組合・広域連合	比例連結	37.0%
黒川地域広域行政事務組合 (病院事業会計・ 訪問看護ステーション事業会計)	一部事務組合・広域連合	比例連結	60.0%
宮城県市町村職員退職手当組合	一部事務組合・広域連合	みなし連結	-
宮城県市町村非常勤消防団員 補償報償組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	3.3%
宮城県市町村自治振興センター	一部事務組合・広域連合	比例連結	2.0%
宮城県後期高齢者医療広域連合 (事業会計)	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.9%
宮城県後期高齢者医療広域連合 (普通会計)			1.3%
吉田川流域溜池大和町外 3 市 3 ヶ町村組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	65.0%
株式会社大和町地域振興公社	地方三公社	全部連結	-

連結の方法は、次のとおりです。

公営事業会計及び公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。

第三セクター等は、本町の出資割合等が25%以上で、かつ、地方公共団体のなかで本町の出資割合等が最も高い団体を、全部連結の対象としています。

地方三公社は、全て全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

純資産変動計算書の「財源」のうち「国県等補助金」と、資金収支計算書の「国県等補助金収入」には、新型コロナウイルス感染症対策関連の国庫支出金・県支出金として、3,300,410千円が含まれています。